

## アイ・エヌインテリジェンスサービス利用規約

本利用規約は、アイ・エヌ インテリジェンス サービス（以下「本サービス」という）に関して、お客様（以下「甲」という）に、株式会社アイ・エヌ情報センター（以下「乙」という）が本サービスを提供するに当たり定めた規約である。

### 第1条<定義>

本利用規約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①「本契約」とは、本利用申込書（本利用規約を含む）に規定された利用条件等に基づく甲乙間の契約をいう。
- ②「モニター」とは、甲が本サービスの導入評価ため無償でサービス提供を受けることをいう。
- ③「代理店」とは、乙が指定する販売代理店をいう。
- ④「利用部署」とは、本サービスの利用を許諾される部署をいう。なお、甲が学校法人の場合、甲の大学等の学部等をいう。
- ⑤「利用者」とは、利用部署に所属し、本サービスを利用する者をいう。
- ⑥「利用管理者」とは、本契約の遵守について利用者を管理し、本サービスを利用する際に、利用者のシステム的なサポートを行う者をいう。

### 第2条<著作権>

本サービスに係わるアプリケーション、マニュアル、その他本サービスより得られた著作物に関する著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む）その他一切の権利は乙に帰属する。

### 第3条<本サービスの利用>

- (1) 本契約の有効期間中、利用者は利用部署の通常業務遂行の為に、本サービスを利用することができる。
- (2) 利用者は、本サービスにより取得した情報及び当該情報を加工・編集した情報を、利用者自身の環境に保存することができる。
- (3) 利用者は、本サービスにより取得した情報及び当該情報を加工・編集した情報を所属する組織内の資料、組織外への公開資料、レポート等の利用部署の通常業務遂行の為に資料に、利用することができる。
- (4) 前項において当該資料を甲以外（顧客等）に対して配布等する場合、利用者は、甲における利用部署以外の者を通じて配布することができる。
- (5) 利用者は、利用者以外の者からの依頼・指示に基づいて本サービスを利用してはならない。
- (6) 甲は、本サービスの運営を妨げることにつながるような行為、又は乙の信用を毀損することにつながるような行為は行わない。
- (7) 甲は、乙の本サービス提供に関するビジネス機会や顧客を減少させ、又はこれに影響を与える行為は行わない。
- (8) 本サービスの利用範囲について疑義があるときは、甲乙は誠実に協議する。

### 第4条<本サービスの変更、中断、終了等>

- (1) 乙は、自らの裁量で本サービスの内容・方法・形式等を適宜変更することができる。但し、重要な変更について、甲に対し事前に通知する。
- (2) 本サービスのアプリケーション稼働時間は終日とする。但し、乙は、事前に甲に通知することにより、これを変更することができる。
- (3) 乙は、障害の復旧作業の為、また保守管理作業の為、又は不測の事故その他緊急の必要のある場合、本サービスを一時中断することがある。
- (4) 乙は、甲に本契約を継続し難い重要な事実が生じたと認めたときは、通知することなく本サービスを停止することがある。

### 第5条<本サービスの利用にあたっての確認事項>

- (1) 担当者の指名等
  - ①甲は、利用管理者を指名し、本利用申込書に記載する。
  - ②利用管理者は、本サービスの利用を開始する際、利用者に対し本契約の遵守について周知を行う。また、利用者のシステム環境を乙の推奨する利用環境に適合させる。
- (2) 利用料金  
甲は、本サービスの利用料金について、乙または乙の代理店の指定する口座に振り込むものとする。  
但し、モニターの場合は、本項は適用しない。
- (3) サービスの運営
  - ①乙は、本サービスの提供により得られる情報等を本サービスの運営に活用することができる。
  - ②乙は、本サービスの適切な利用を維持する為、甲の利用状況を確認し、甲に対し、甲による本サービスの管理・利用実態につき調査を申し入れることができる。

### 第6条<契約期間>

- (1) 本契約の有効期間は、本利用申込書のサービス利用期間に規定する期間とする。
- (2) 甲又は乙が、本契約の期間満了の1ヶ月前迄に本契約を終了する旨を文書（乙指定の書式）により相手方に通知しない限り、本契約の有効期間は1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。  
但し、モニターの場合は、本項は適用しない。

### 第7条<免責>

- (1) 乙は、乙が提供する本サービスの中断もしくは遅延等又は提供内容の瑕疵等により、甲又は第三者に直接又は間接に生じた如何なる損失及び損害（データの消失、毀損又は滅失による損失及び損害を含む。）

について、その原因の如何にかかわらず賠償の責に任じない。但し、モニターの場合を除き、乙は、かかる損失及び損害が乙の故意又は重過失によって生じた時は、本契約に基づき甲が直近1年間に支払った金額の限度で甲に対し責任を負う。

- (2) 甲は、本サービスに関して第三者から甲に対してクレーム又は訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において全て解決し、乙に一切負担をかけない。但し、モニターの場合を除き、乙は、第三者の著作権侵害に基づくクレーム又は訴訟が、乙の故意又は重過失によって生じた時は、本契約に基づき甲が直近1年間に支払った金額の限度で甲に対し責任を負う。
- (3) 乙は、外部要因（本サービスに関する情報源の事情等）に伴う本サービスの変更又は一部廃止について、責任を負わない。

#### 第8条<守秘義務>

甲及び乙は、本契約及び本利用規約を通じて知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密を第三者に対し、一切開示、漏洩、流用しないものとし、この規定は本契約終了後も有効とする。

#### 第9条<譲渡禁止>

甲及び乙は、相手方の文書による事前承諾がない限り、本契約の当事者としての地位、又は本契約及び本利用規約に基づく権利・義務を第三者に譲渡することができない。

#### 第10条<解約>

- (1) 甲又は乙は、相手方が本契約又は本利用規約の条項の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、尚その行為が是正されないときは、本契約を解約できる。
- (2) 甲又は乙に以下の事由が生じた場合、他方は何らの催告を要せず、相手方に文書による解約の通知を行うことにより本契約を直ちに解約することができる。
  - ①破産手続開始、競売、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申し立てがあったとき、又は清算に入ったとき
  - ②手形交換所における取引停止処分を受けたとき
  - ③支払を停止し、又は支払不能の状況になったとき
  - ④支払困難な状況に陥り、差押、仮差押又は仮処分の申請があったとき
  - ⑤公租公課を滞納して保全差押を受けたとき
  - ⑥営業免許の停止又は取消処分を受けたとき
- (3) 本条第1項又は第2項に基づき、乙により本契約が解約された場合、又は本サービスの一部削減が行われた場合、甲が既に支払済の利用料金については、理由の如何を問わず返却しない。且つ、甲は、乙に対する債務の全額を直ちに乙に支払う。但し、モニターの場合は、本項は適用しない。
- (4) 本条第1項又は第2項に基づき、甲により本契約が解約された場合、又は本サービスの一部削減が行われた場合、甲及び乙は、本契約の有効期間のうち残存期間について利用料金を精算する。但し、モニターの場合は、本項は適用しない。

#### 第11条<終了後の措置>

本契約が終了したとき、又は、本サービスの一部削減を行ったときは、以下の措置を行う。

- (1) 甲は、乙から提供されたマニュアル、媒体等（複製物を含む）のうち、当該終了又は一部削減に該当する範囲について乙に返還するとともに、本サービスの設定の消去を行う。
- (2) 甲は、本サービスの利用が終了し、本サービスにより取得した情報及び当該情報を加工・編集した情報のうち大量にまとめたものについては削除する。乙の要請がある場合、乙に対し、本契約の終了時より1ヶ月以内に文書（乙指定の書式）にて削除した旨を通知する。但し、甲の利用者は、当該情報のうち論文、レポート等の検証用データについては、本利用申込書に定めたデータ保存期間で保存しておくことができ、当該期間の終了後削除する。
- (3) 乙は、本契約終了後も乙の本サービス提供に関するビジネス機会を逸失しない範囲内であれば、本契約の有効期間中に、利用部署が本サービスより取得した情報及び編集・加工した情報により作成した資料（第3条第2項で規定）を、引き続き利用することを認める。
- (4) 本契約の終了後であっても、甲の行為により乙が本サービス提供に関するビジネス機会を逸失した場合、乙は、甲に対し、当該資料の利用を禁止する、又は、当該資料への出所の表記を禁止する等の措置を行うことができる。

#### 第12条<反社会的勢力の排除>

- (1) 甲及び乙は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と非難されるべき関係を有していること
- (2) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 甲及び乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に対して催告することなく直ちに本契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できる。

(4) 甲及び乙は、前項の規定に基づく本契約の解除により相手方に損害が生じた場合においても、相手方に対して一切の損害賠償責任を負わない。

#### 第13条<規約の改定>

(1) 乙は、甲への書面等の通知により、本利用規約の一部または全部を改訂することができる。ただし、甲が当該改訂を承諾できない場合、甲は通知後1か月以内に限り書面通知により本契約を解約できる。

(2) 前項により、甲により本契約が解約された場合、甲及び乙は、本契約の有効期間のうち残存期間について利用料金を精算する。

#### 第14条<協議>

本契約又は本利用規約に、定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、甲乙相互に誠意をもって協議し、円満に解決する。

#### 第15条<合意管轄>

本契約に関して甲乙間に紛争が発生し、当該紛争を甲乙間の友好的協議をもって解決できない場合、当該紛争は、東京地方裁判所の専属管轄に服する。

以上

制定日 2020年7月